

四街道市クレジットカード決済導入事業仕様書

1. 名称

四街道市クレジットカード決済導入事業

2. 目的

業務効率化や経費節減のため、四街道市の会計事務においてクレジットカード決済を導入する。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（ただし、本事業期間は60か月を予定している。）

4. 調達するクレジットカードの要件

1) 登録及びクレジットカードの要件

- ア 四街道市が事業者に応じ、事業者は四街道市を法人会員として登録すること。
- イ パーチェシングカード対応（プラスチックカード不発行）が可能であり、四街道市が必要と認めた場合は、プラスチックカードの発行も可能であること。
- ウ カード名義人は個人名だけでなく、所属部署名等の名称でも設定できること。
- エ インターネット取引において広範な利用が可能であること。
- オ クレジットカードの不正利用等を未然に防ぐ対応体制が整備されていること。
- カ キャッシング機能を有しない、または、キャッシング機能の利用制限を設定できること。
- キ クレジットカードの利用上限額が設定可能であること。
- ク 四街道市の経費節減に資するキャッシュバック等の取り組みを有すること。ただし、キャッシュバック等の取り組みにポイント付与は含めない。

2) クレジットカード決済に関する請求及び利用明細

ア クレジットカード利用料金の支払い

- ①締め日は毎月末日とし、締め日の翌月5日までに請求を行うこと。
- ②クレジットカード利用料金の支払方法は口座引き落としとすること。
- ③請求から口座引き落とし日までは、7開庁日以上の間を確保すること。

イ 利用明細及び請求書の作成

- ①事業者は、上記の請求期日までに請求書及び利用明細を作成し、それらを Web サイト上からダウンロードできるようにすること。
- ②利用明細には取引日、取引先及び取引金額を記載すること。
- ③利用明細は、CSV または Excel 形式で Web サイト上からダウンロードできるようにすること。

5. 契約額

本契約に係る年会費は一切生じないものとする。

6. その他

- 1) 事業者は、国及び地方公共団体との契約実績を有し、四街道市のクレジットカード決済の導入について、サポートを行うこと。
- 2) 本仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合については、四街道市及び事業者の間で協議のうえ、定めること。